

保育所等の利用及び利用調整に関する見直しについて

本年 10 月から開始する令和 8 年度保育所等入所募集に向けて、保護者が育児と就労を両立しやすい環境を整備するため、保育所等の利用調整に関する規則等について、以下のとおり利用調整の指数等の一部を見直しましたので、報告します。

1 主な見直しの概要

(1) 育児休業を継続したまま転園を可能とするための新たな指数の設置

保護者が育児休業中で、既に保育所等を利用している子どもがいる世帯において、転入や転居等により、当該子どもを別の保育所等へ入所等の手続きを行うに当たり、これまでは復職を条件としていたところ、育児休業を継続したまま転園できるようにする。

(2) 就労及び就労内定に係る指数の統合

転職や起業など働き方の多様化を踏まえ、育児と就労を両立できる環境を整備するため、就労している保護者の指数に就労内定中の保護者の指数を統合する。

(3) 個人事業主等の育児のための事業の再開までの期間の延長

育児・介護休業法が適用されない個人事業主等が、より長く育児に関わることができる環境を提供するため、事業の再開までの期間を、出産後「4 か月」から「1 年間」に延長する。

2 見直しの理由

子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、個人事業主等が育児に関わる期間の延長に関する要望及び復職が条件だった育児休業期間中の転園について、復職することなく転園できるよう制度変更を求める要望が多く寄せられたこと等を踏まえ、見直しを行うこととした。

3 その他

10 月 1 日から配布する「令和 8 年度 保育施設利用のご案内」に変更点を記載し、区ホームページ等で周知するとともに、保育所等を利用している児童の保護者に対して情報提供を行う。